

令和 8年 4月 7日

(宛名) 野田市議会議長

会 派 名 日本共産党野田市議団

経理責任者名 長 勝則

野田市政務活動費収支報告書

次のとおり令和7年度野田市政務活動費に係る収入及び支出について報告します。

1 収 入

政務活動費 540,000 円

2 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	64,826	行政視察(鴻巣市) 行政視察(高島市)
研 修 費	0	
広 報 費	0	
広 聴 費	251,646	市民アンケート調査(アンケート用紙、封筒、料金後納郵便)
資料作成費	5,450	複写機使用料
資料購入費	3,800	千葉の保育運動他
備品購入費	0	
その他の経費	38,662	NHK受信料他
合 計	364,384	

3 残 額

175,616円

令和7年度

会派名 日本共産党野田市議団

(四)

[illegible]

(別紙3)

旅 費 支 出 内 訳 書

会派名 日本共産党野田市議団

視 察 日	令和 7年 5月 12日 (月)				1日間
視察場所	埼玉県鴻巣市				
調査事項	・公共交通施策について				
参加人員 2	支 出	内 訳			領収書 チケット
	2,376	お土産代 2,376 円			○ №1-1
5月12日	429	東武アーバンパークライン乗車券 (愛宕 ~ 大宮) 429 円 × 1 人			
	429	東武アーバンパークライン乗車券 (野田市 ~ 大宮) 429 円 × 1 人			
	660	JR乗車券 (大宮 ~ 鴻巣) 330 円 × 2 人			
	660	JR乗車券 (鴻巣 ~ 大宮) 330 円 × 2 人			
	429	東武アーバンパークライン乗車券 (大宮 ~ 野田市) 429 円 × 1 人			
	429	東武アーバンパークライン乗車券 (大宮 ~ 愛宕) 429 円 × 1 人			
合 計	5,412				

① 調査研究費(No 1-1)

領 収 証

野田市議会
日本共産党 野田市議員 様

No. _____

★ ¥2,376-

但し 品代として

R7 年 5 月 9 日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

税率	金額(税抜・税込)	消費税額等
10%	—	—
8%	¥2,376-	¥176-

株式会社 大 川 屋
〒278-0037 千葉県野田
TEL. 04-7124-2461 FAX.
登録番号 T1-0400-0107-1127

扱 者 印


(別紙3)

①調査研究費(№ 2)

旅費支出内訳書

会派名 日本共産党野田市議団

視察日	令和 8年 1月 29日 (木)				1日間
視察場所	滋賀県高島市				
調査事項	・要支援者の個別避難計画作成の取組について				
参加人員 2	支出	内 訳			領収書 チケット
	428	保険代	214 円 × 2 人	○	№ 2-1
	3,696	お土産代	3,696 円	○	№ 2-2
1月29日	324	東武アーバンパーク ライン乗車券 (愛宕 ~ 柏)	324 円 × 1 人		
	261	東武アーバンパーク ライン乗車券 (野田市 ~ 柏)	261 円 × 1 人		
	17,160	JR乗車券 (柏 ~ 新旭)	8,580 円 × 2 人	○	№ 2-3
	9,900	新幹線特急券 ひかり (東京 ~ 米原)	4,950 円 × 2 人	○	№ 2-4
	17,160	JR乗車券 (新旭 ~ 柏)	8,580 円 × 2 人	○	№ 2-3
	9,900	新幹線特急券 ひかり (米原 ~ 東京)	4,950 円 × 2 人	○	№ 2-4
	261	東武アーバンパーク ライン乗車券 (柏 ~ 野田市)	261 円 × 1 人		
	324	東武アーバンパーク ライン乗車券 (柏 ~ 愛宕)	324 円 × 1 人		
合 計	59,414				

※は軽減税率対象
(非)は非課税対象

① 調査研究費(№ 2-2)

領 収 証

野田市議会
日本共産党野田市議団 様

No. _____

★ ￥ 3,696 -

但し 商品代とし

R 8 年 1 月 9 日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

税率	金額(税抜・税込)	消費税額等
10%	¥1,320	¥120
8%	¥2,376	¥176

株式会社 大 川 屋

〒278-0037 千葉県野田

TEL. 04-7124-2461 FAX

登録番号 T1-0400-0107-112

扱 者 印



大人 (2) 名 小人 () 名 () 名

金額 (税込)	¥ 19,800
---------	----------

[illegible]

税率区分	税抜金額	消費税	税込金額
合 計	18,000	1,800	19,800
10%対象	18,000	1,800	19,800
8%対象			
0%対象			

※は軽減税率対象
(非)は非課税対象

--

④ 広 聴 費 (№ 1)

領 収 証

野田市議会
日本共産党 野田市議団 様

令和 7 年 5 月 1 日

¥ 176,000.-

品 名	数 量	金 額
別紙請求書の通り (アンケート等)		¥176,000.-

上記の通り領収致しました

有限会社 印刷所

〒278-0035

市中野

122

125



毎度ありがとうございます。

(別 紙 1 0)

印刷物等作成費確認票

会 派 名 日本共産党野田市長団
 代表者名 星野 幸治

確 認 事 項		確 認 欄	按分による 支出割合
1	発行元（会派名・住所）が記載されているか	☒	$\frac{100}{100}$
2	記事は議会報告、調査研究活動等であるか	☒	
3	印刷物は機関紙、後援会報等のものでないか	☒	
4	一部に不適正な記事が掲載されてないか ⇒ 按分	☒	
5	領収書等の内容は適正か	☒	

① (作成費用) 176,000 円作成部数 20,000 部② 折り込み等の配布費用 0 円折り込み等の配布依頼部数 0 部③ 按分率
$$\frac{100}{100}$$
(①+②) × ③ = (支出額) 176,000 円

④ 広聴費 (No. 2)

領収書 (Receipt)

お客さま氏名 (Customer)

野田市議会事務局内
日本共産党野田市議団 星野 幸治

様

右記、金額を 2025年 5月20日付けで

口座振替により領収致しました。

発行日 2025年 6月 6日

ご請求番号 (Billing ID) 2025-050150-1000193-00

ご請求の内訳 (Billing Details) 2025/04/30締め利用額

領収金額 (Amount Paid) 27,472 円
(うち消費税相当額) 2,497 円

金融機関 郵便貯金
本店

日本郵便株式会社

印紙税申告納

付につき趣町

税務署承認済

④ 広 聴 費 (冊 3)

領 収 書 (Receipt)

発行日 2025年 7月 6日

お客さま氏名 (Customer)

野田市議会事務局内
日本共産党野田市議団 星野 幸治

様

右記、金額を 2025年 6月20日付けで

口座振替により領収致しました。

ご請求番号 (Billing ID)	2025-050150-1000384-00
ご請求の内訳 (Billing Details)	2025/05/31締め利用額
領収金額 (Amount Paid) (うち消費税相当額)	46,542 円 4,231 円
金融機関	郵便貯金 本店

日本郵便株式会社

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

④ 広聴費 (M 4)

領収書 (Receipt)

お客さま氏名 (Customer)

野田市議会事務局内
日本共産党野田市議団 星野 幸治

様

右記、金額を 2025年 7月22日付けで

口座振替により領収致しました。

発行日 2025年 8月 7日

ご請求番号 (Billing ID) 2025-050150-1000576-00

ご請求の内訳 (Billing Details) 2025/06/30締め利用額

領収金額 (Amount Paid) 1,632 円
(うち消費税相当額) 148 円

金融機関 郵便貯金
本店

日本郵便株式会社

印紙税申告納

付につき廻町

税務署承認済

⑤ 資料作成費(№ 1)

納入通知書兼領収書 野田市

登録番号 T4000020122084

住所	千葉県野田市鶴奉 7 - 1					
氏名	日本共産党野田市議団 様					
年度	07	会計	一般会計			
款	項	目	節	摘要	予算区分	調定番号
22	04	03	01	077	現年度	07066141
金額		5,450 円				
		10%対象 5,450 円 消費税等 495 円				
納期限		令和 8年 3月31日				
内容	複写機使用料 4～3 月分 (日本共産党野田市議団)					
取扱課名		議会事務局				
上記のとおり納入してください。						
令和 8年 3月17日 野田市長 鈴木 有				領収日付印 納 入 〒(22) 8. 3. 19 千葉銀行 野田支店 収納金融機関		

野 田 市

⑥資料購入費(No 1)

証 收 領

野田市議会
日本共産党野田市議団様

2025年11月3日

★ 2200-

但

上記正に領収いたしま

千葉の保育運動

資料

千葉県保育問

〒273-0005 千葉県船

干菜保

TEL 047-42

FAX 047-42

内 訳

税抜金額

消費稅額等(%)

GR1019

⑥ 資料購入費(№ 2)

領 収 証

日本共産党野田市議員団
野田市議会事務局

令和 7 年 11 月 13 日

¥1,600-

但し、「子ども代行業い、学童保育、書籍代」として
上記の金額正に領収いたしました

印 収
紙 入

〒101-0064 東京都千代田区猿樂町
☎03(3295)3415 FAX03(32

株式会社 高文研

⑧ その他の経費(№ 1)

放送受信料	
払込受領証	
(金融機関・コンビニ用)	
お客様氏名	
野田市議会 様	
お客様番号	
249-5891-102	
金額	83703円
お支払期間	令和 7年 4月 ～ 令和 8年 3月
受取人	日本放送協
お問い合わせ先・電話番号 NHK ふれあいセンター 0570-077-077	
領収日附印 (金融機関・CVS収入印紙貼付欄)	
金融機関・CVS一お客様	

NHK受信料 83,703円のうち

日本共産党
野田市議会

負担分として 11,957円

発行日:2025年05月23日

管理No. 1522-407-0003620

伝票No. 1522-407-118471

領収書
野田市議会日本共産党野田市議団様

¥6,050 — (内消費税 ¥550)

但し シェイター、乾電池 代として。

支払内訳
現金

¥6,050

10%対象

¥6,050(内消費税

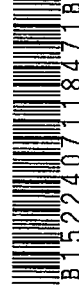
¥550)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1
登録番号:T2070001036729

※印刷面を内側に折って保管願います。

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済



B1522407118471B

4097163013 HES201BK SSS

チェッカー 外10

¥4,990

SSS

0702033016 LP674P

アクリル 1:持帰 外10

¥510

¥5,500

¥6,050

¥6,050

(内消費税 ¥550)

小計

消費税

税込み計

合計

(内消費税

10%対象

(¥550)

¥6,050

¥550)

領 収 証 野田市議会日本共産党様 No.

★ 12,691 -

但 2色ポスター、フッセル、A4 月紙 4

7 年 8 月 29 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-46

有限会社 ママ マ
千葉県野田 瀬 3194
TEL 04 - 0220
FAX 04 - 5055
T6040002097918

発行日:2025年11月25日

野田市議会 領収書
日本共産党 野田市議会 様

管理No.1522-406-0003914

伝票No.1522-406-130079

¥7,964 — (内消費税 ¥724)

但し インク 代として。

支払内訳
現金

¥7,964 10%対象 ¥7,964(内消費税 ¥724)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1
登録番号:T2070001036729

※印刷面を内側に折って保管願います。

税務署承認済
付印紙
税額申請書



B1522406130079B

4204598011 KAM6CLL 外10
177インク 1:持帰

¥7,240

小計
消費税

¥7,240

¥7,964

税
合計
(内消費税

¥7,964
¥724)

¥7,964

10%対象
(内消費税

¥724)

(先進地視察用)

(別紙 5)

令和 7 年 5 月 2 7 日

野田市議会議長 古橋 敏夫 様

会 派 名 日本共産党野田市議団

代表者氏名 星野 幸治

出張調査報告書

調査のため出張しましたので、その概要を下記のとおり報告します。

記

1 出張者名 星野 幸治、長 勝則

2 出張先及び調査事項

埼玉県鴻巣市 公共交通施策について

3 出張期間

令和 7 年 5 月 1 2 日 (月)

4 調査報告

(1) 鴻巣市 公共交通施策について

◇ 鴻巣市の概要と視察地選択の理由

①市政施行 昭和29年9月30日

②人口 117,652人(54,039世帯)

③面積 67.44km²

④視察地選択の理由(市政との関連性)

鴻巣市では公共交通事業として、コミュニティバスのほかにデマンド交通と乗合タクシーを実施している。また、公共交通会議の開催や、地域公共交通計画の策定を目指している点など、公共交通施策に力を入れている。

野田市では、交通不便地域の実情に合った代替交通について議論が進められ、まめバスの運賃改定やデマンド交通等の導入も検討していることから、鴻巣市の取組が大変参考になると思い視察地とした。

◇ 視察時の状況

①視察時間 午前10時00分～午前11時30分

②視察会場 鴻巣市役所本庁舎5階 理事者控室

③応対者職氏名

鴻巣市議会 議長 織田 京子氏

鴻巣市市民生活部 部長 田島 盛明氏

鴻巣市市民生活部 副部長 高橋 亮介氏

鴻巣市市民生活部 参事兼自治振興課長 金子 学氏

鴻巣市市民生活部 自治振興課 主査 山崎 功一氏

.....鴻巣市市民生活部 自治振興課 主査小林美奈子氏

.....鴻巣市市民生活部 自治振興課 主任新井志穂子氏

◇ 調査事項の概要

.....冒頭、鴻巣市議会議長より歓迎の御挨拶があり、次に日本共産党野田
市議団長の星野が挨拶と今回の視察に至る経緯と内容について説明し、
その後、自治振興課の新井氏より事業についての説明があった。.....

.....鴻巣市の公共交通事業の概要として、コミュニティバスのフラワー号は、
路線バスと共に鴻巣市の公共交通の中心であり、10台で市内8コースを
運行しており、利用者数は埼玉県内1位である。運賃は、一般の方が20
0円、小中学生、高校生、大学生、免許返納者、65歳以上の方は100
円、未就学児や障害者手帳をお持ちの方とその介助者のほかに、特別乗車
証を持っている市内在住の80歳以上の方、妊娠中の方、乳幼児（2歳到
達月の末日まで）の保護者、難病の受給者証等をお持ちの方、要介護・要
支援の認定を受けている方は無料である。.....

.....デマンド交通のひなちゃんタクシーは、コミュニティバスの補完的な役
割を果たし、高齢者や障がい者の方などの移動手段の確保及び利便性の向
上を図るため、タクシーを利用して、自宅と公共施設や病院、商業施設な
どの共通乗降場間を安心・安全に低価格で移動することができる公共交通
である。このす乗合タクシーは、利用者が予約をして、同じ方面に行く
人と乗り合いながら目的地（自宅や共通乗降場）へ移動する公共交通で、
鴻巣市に住民登録がある方なら誰でも利用することができる。市民からの
強い要望があり、低運賃を基本に、交通空白地域への対応を開始した。市

民アンケートの評価としては、このす乗合タクシーの満足度は93%である。

公共交通会議は、道路運送法の規定に基づき設置し、事業者、住民、道路管理者、警察関係者等で組織され、年に1回もしくは2回実施し、各公共交通事業の利用状況報告や乗降場の改廃等について協議を行っている。

地域公共交通計画については、今年度から策定を開始し、令和8年度中の完成を目指しているところである。

◇所 見（市政の課題等に対する実現可能性等）

鴻巣市の公共交通事業では、高齢者のほかに、障がい者、妊娠中の方や乳幼児を連れた保護者、難病の方などもサービスや割引を受けることができ、特にこのす乗合タクシーは、鴻巣市民であれば誰でも利用することができる。高齢化社会においては、高齢者が外出し、地域社会と交流したり、文化行事へ参加することは、健康上極めて大切であるが、高齢者のみならず、一般の方も含めた鴻巣市の公共交通事業は大変参考になった。

コミュニティバスは、路線によっては利用者数が伸び悩むという課題がある中で、利用者の要望に応じて、安価で利用できるデマンド交通や乗合タクシーは、全国で注目され、実施する自治体が増えている。野田市では、令和6年10月1日より、新運行計画によるまめバスの運行を開始したが、コミュニティバスに限らず、関宿地域を中心に交通不便地域の実情に合った代替交通について議論を進め、交通弱者の移動手段の確保に努めていく必要があると感じる。鴻巣市の公共交通事業の考え方を野田市にも生かし、市民がより自由に移動できる施策を考えていきたい。

(先進地視察用)

(別紙5)

令和 8 年 2 月 9 日

野田市議会議長 古橋 敏夫 様

会 派 名 日本共産党野田市議団

代表者氏名 星野 幸治

出張調査報告書

調査のため出張しましたので、その概要を下記のとおり報告します。

記

1 出張者名

星野 幸治、長 勝則

2 出張先及び調査事項

滋賀県高島市 要支援者の個別避難計画作成の取組について

3 出張期間

令和 8 年 1 月 2 9 日 (木)

4 調査報告

(1) 要支援者の個別避難計画作成の取組について

◇高島市の概要と視察地選択の理由

①市政施行 平成 1 7 年 1 月 1 日

②人 口 4 5, 7 8. 3 人 (2 0, 9 1. 4 世帯)

③面 積 6 9 3 . 0 5 km² (琵琶湖面積 1 8 1 . 6 4 km²含む)

④視察地選択の理由 (市政との関連性)

高島市は滋賀県琵琶湖の北西部に位置し、いくつかの観光資源が存在し、交通の便としてはJR湖西線が通っている。気候的には日本海側気候に属し、冬の季節には交通の便は厳しい。また、自治会数は202存在するが、そのうち48が限界集落、96が準限界集落であり高齢化・過疎化が進行している。そのような中、高齢者・障がい者など要支援者の個別避難計画作成が行われ、滋賀県モデルとして取り組まれていることがNHKテレビの防災番組で紹介されていた。野田市でも、福祉部・危機管理部を中心として要支援者名簿の作成が行われているが、実効性ある名簿作成とするため、先進的な取組が紹介されていた高島市を視察地とした。

◇視察時の状況

①視察時間 午後1時00分～午後2時45分

②視察会場 高島市議会棟3階 委員会室

③対応者職氏名

高島市議会事務局 参事 竹井 由紀 氏

高島市健康福祉部 次長 古谷 靖子 氏

高島市健康福祉部社会福祉課 主任 梅村 淳 氏

◇調査事項の概要

冒頭、竹井氏より、議長等議員が全員協議会を行っていることから御挨拶を失礼するとのお詫びがされた。続いて古谷氏より高島市としての歓迎の御挨拶をいただいた。その後、日本共産党野田市議団長の星野が挨拶と謝辞を述べ、野田市の状況と、今回の視察に至る経緯と内容について説明した。

高島市の実務担当者の梅村氏より詳細な説明が行われた。梅村氏は自己紹介の中で、令和元年度から滋賀県庁の知事公室防災危機管理局への出向

の中で学んだことを高島市に生かすために努力しており、また、大分県別府市の別府市障がいのある人もない人も安心して安全に暮らせる条例（2014年4月1日施行）を自己の活動指針としているとのことであった。個別避難計画の作成について、防災分野と保健・福祉分野はもちろん、当事者や支援者が関わるあらゆる分野（子ども部局・教育・市民協働部局等）との全庁的な連携の必要性、個別避難計画の取組は事前の災害対応であると位置付けて進める必要性を強調していた。その上で、当方からの事前の質問事項に沿って、①個別避難計画に係る取組ビジョン、②計画の作成状況、③具体的取組内容、④計画作成推進協議会の構成と内容、⑤推進のための事務局体制等の説明がされた。

高島市における令和7年4月現在の個別避難計画の作成対象は、住民全体（約45,000人）のうち、優先して個別避難計画を作成する必要がある人が約130人、地域助け合い制度（手上げ）申請者が約1,000人、避難行動要支援者名簿登載者が約5,000人、一般的な要配慮者が約26,000人と説明があった。今年度の作成状況については、要支援者約900人について、福祉専門職の方々と訪問した際に当事者と一緒に計画を作成したとのことである。

この取組のポイントとしては、①個別避難計画について学ぶ研修会の開催（住民・団体への周知）、②地域代表及び福祉事業所を含む頻回な地域調整会議の開催、③要支援者を含む全体の防災訓練の実施である。特にこの訓練が大切で、計画の実効性の確認や地域の防災体制の確認、日頃からの見守りにつながっていることである。さらに、推進体制として、令和3年度から庁内・外の関係者で構成する計画作成推進協議会を設置し、取組内容の協議や検討を行う推進母体として活動を開始した。この中には、実務者レベルでの2つのワーキンググループ（①障がい者・医療的ケア児者、②高齢者）を設置し、相談支援・介護支援の専門的視点を持った各専門員等を中心とした計画作成を行っている。事業推進のための事務局を、社会福祉課のほかに、防災課、障がい福祉課、訪問看護ステーション、介

護保険課、健康推進課、高齢者支援課、消防警防課等で構成し庁舎内連携の体制をとっている。

◇所見（市政の課題等に対する実現可能性等）

高島市の要支援者の個別避難計画作成の取組は、全庁的な取組になっているとともに、事業の推進体制も明確なものとなっていることが確認できた。野田市では、令和7年2月18日に開催した防災会議において、現行の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は一旦白紙とし、当面、国基準の対象者により、避難行動要支援者名簿を作成し、名簿掲載者のうち、医療ケアが必要な方や、移動が困難な方など優先度の高い方から順次個別避難計画を作成するとしている。また現在、自治会や民生委員児童委員、福祉、医療等の関係者と野田市の実情に応じた計画作成後の運用も含めた制度設計の協議を進めていると報告がされており、令和6年4月1日現在の名簿掲載者は1,379人（うち756人が不同意）で、個別避難計画作成数が845件と報告されている。そして、現行計画に対しては、実効性についての課題が提起されている。この課題提起の中身は、高島市の問題意識と大きく差異があるわけではないと考える。

しかし、野田市としての進め方について、もう一度原点に戻る必要があると考える。誰一人取り残さない防災と地域共生社会の実現が、高島市の個別避難計画に係るビジョンであるが、この位置づけが大切で、計画作成の方向性や意義について自治体としての全庁的な意思決定が必要と考える。そのための、地域を巻き込んだ研修や議論を繰り返す必要があると感じた。また、計画作成推進の母体となる、庁内・外の関係者で構成する個別避難計画作成推進協議会の設置や、市役所内関係部署による事務局的角色が果たせる特別の体制が必要ではないかと感じた。

この取組が、災害時に誰一人取り残さない防災実現であるとともに地域共生社会の実現、地域のつながりの再構築につなげて行くこととなると受け止めている。